

法改正などが
よくわかる！



ヒノトントン 抱子 ビョウシ

事務所内、原則禁煙

受動喫煙をなくすために、2018年7月に改正健康増進法が成立。今年4月からは職場や飲食店など多数の人が利用する施設*が「原則屋内禁煙」になりました。トラック・バス事業者の皆さんの事務所も対象です。
※「多数の人が利用する施設」とは、2人以上の人気が同時に、または入れ替わり利用する施設。

室内で一服するには
ブースの設置が必要

屋内に喫煙ブース「喫煙専用室」を設置した場合、その中でのみ喫煙することができます。

もし、事業者の皆さんのが受動喫煙対策のために喫煙室の設置を検討している場合、財政・税制上の制度が整備されていますのでご確認ください。

Q 財政・税制支援等について



4月から始まった「たばこの新ルール」
屋内は原則禁煙！

4月から義務化された「職場・飲食店等の原則屋内禁煙」について解説します。受動喫煙を防ぐための取り組みが「マナー」から「ルール」へ。事業者の方は新たなルールに基づいた対策・対応をお願いします。

敷地内での一服も
周りへの配慮を

喫煙は息抜きになり、ストレス発散のツールかもしれません。しかし、ぜんそくをはじめ心臓病やがんなどの病気と因果関係があり、健康に影響を及ぼすことが明らかになっています。また喫煙者が吐き出す煙で受動喫煙した人の健康リスクも高まるため、決して自分だけの問題ではありません。

敷地内で一服する場合でも、吸う時の風向きに気をつかう、吸い殻をこまめに捨てるなど、非喫煙者に対して配慮することを忘れないようにしましょう。



禁煙に違反して
喫煙した場合、
最大30万円の過料

義務違反した場合、過料（金銭罰）が課せられることがあります。しかしこれらは突然課せられるものではなく、まず指導が行われます。違反が明らかになり、指導がなされた場合には、必ず従い改めるようしてください。

過料について詳しくは

Q 義務違反時の指導・命令・罰則